



全教北九州

新聞 全教北九州
全教北九州市教職員組合
発行責任者 中川喜久子
2021.11.26

全教北九州 検索 給与改定交渉特集 この新聞はすべての教職員に配布しています

休暇制度、会計年度任用職員の待遇で一定の改善

働く意欲向上にはまだ遠い

11月15日、給与改定に係る最終交渉が行われました。交渉を重ねてきた結果、再来年度からの新しい病気休暇制度の新設（教職員は来年度まで経過措置が継続）、不妊治療の休暇制度の新設、会計年度任用職員の待遇改善等を実現できました。一方、身近な要求であるボーナスは0・15月分減額され、休暇制度の拡充では要求とはほど遠い回答でした。（裏面に詳細）

長時間過密労働のまま定年延長

2023年度に60歳になる者から定年が段階的に引き上げられます。定年延長が完成するまでは俸給月額が7割に引き下げられ、ボーナス等を含めた年収ベースでは6割以下になると言われます。

また、「働き方改革」の目玉でもある長時間過密労働は依然改善されないままです。多くの教職員からは「この待遇、劣悪な労働環境では65歳まで働き続ける自信がない」等の不安や不満の声があがるのも当然です。

定年延長を見越し、勤務時間削減や子育て支援、介護休暇等の施策の拡充は喫緊の課題であり、その実現は北九州市と教育委員会の使命です。

一定の改善はあったけれど

全教北九州市教職員組合は、健康で安心して働き続けることができる労働環境実現に向け、47の要求項目を挙げて交渉を行ってきました。今年度の給与改定交渉では、病気休暇制度の新設、会計年度任用職員の待遇改善、不妊治療に係

る休暇制度の新設など労働環境の改善が一定前進したことは評価できます。しかし、ボーナスの0・15月分減額、多くの教職員の働き方に関わる制度改善の回答は十分ではなく納得できません。今すぐできる改善を早急に

小学校では病休や年休で休んだ場合に学級をフォローする体制が不十分で安心して学級を離れることができません。

また、労働基準法34条1項で定められた45分の休憩時間（6時間を超え、8時間以内の労働の場合）は少なくとも45分の休憩を付与する（も忙しくてこれません）。

他にも穴のあいている教職員の補充、研究授業のあり方、提出文書の削減等を見直すことで働き方は随分改善されます。

これらの取組は制度を改正しなくてもできることです。教育委員会には、その責務を自覚し早急に実効ある改善を求めます。

全教北九州は、今後も教職員の待遇改善に向けて継続して交渉を行います。

- ▼ 月例給は12%以上上げること
- ▼ 一時金を引上げ、期末手当に配分すること
- ▼ 臨時教職員・会計年度任用職員の給料・一時金を引き上げること
- ▼ 再任用の所得は、年収ベースで60歳以前の8割とすること
- ▼ 産休育休や病気休暇取得者の代替を教育委員会の責任で完全に配置すること
- ▼ 事務補助を全校配置に戻すこと
- ▼ 養護教諭を複数配置すること
- ▼ GIGAスクールの支援員を各校に1名以上配置すること
- ▼ 図書管理システムの運用研修を十分におこなうこと

主な要求項目

- ▼ 小学校週20時間、中学校週18時間の授業時数の上限とすること
- ▼ 「1年単位の変形労働時間制」の条例化は行わないこと
- ▼ 「時短ハラスメント」をやめること
- ▼ 各種休暇を取得しやすい環境を整えること
- ▼ 不妊・不育治療休暇（有給）を新設すること
- ▼ 家族支援休暇を新設すること
- ▼ 現行の教職員評価制度を中止すること
- ▼ 評価結果と処遇とのリンクは廃止の方向で検討すること
- ▼ ハラスメント相談を実効あるものにする

北九州の戦争遺跡

大砲兵工廠 門司兵器製造所 (門司区)

「大砲兵工廠門司兵器製造所」は古くは山崎、柁ヶ鼻の埋立地に1894年に兵器修理場として開設されました。翌年「野戦首砲廠門司兵器修理場」と命名され、1897年に「大砲兵工廠門司兵器製造所」と改称されました。この頃には鹵獲兵器の解体も業務となりました。1916年小倉市（小倉北区役所から小倉北消防署付近）に「大砲兵工廠小倉兵器製造所」が開設されると、小倉に業務が集約され「門司製造所」は廃止されました。廃止後も建物は解体されずに第二次大戦終結まで陸軍が利用しました。国土地理院の空中写真から判断すると、戦後も一部の建物は解体されずに利用されたようです。残った建物は1973年開設の「ノルウェイ海員教会」建設の際に解体され、教会と駐車場になりました。現在、敷地は「アーフォーク広場」（1986年開設）の一部となり、教会は北九州市が管理する「国際海運会館」となっています。

令和3年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について(抄)

期末・勤勉手当について

○1.5月分減額(人事院勧告に追随)基準月収に対する月数は表の通り。

期末・勤勉手当の基準月収に対する月数		
	令和3年冬季の 期末・勤勉手当	令和4年夏季の 期末手当
正規職員	2.075月分	2.15月分
再任用職員	1.075月分	1.125月分
会計年度任用職員	1.275月分 冬季は引下げなし	1.20月分 冬季期末手当も同じ

早期希望退職の実施

- ▼退職の日
2022年3月31日
- ▼対象者
退職日現在45歳以上57歳未満の正規教職員
- ▼退職手当の加算
勤続20年以上の教職員が対象。

加算額は、退職時の年齢が45歳の者を45%とし、以後1年につき3%の割合で通減し、56歳の者で12%。

不妊治療のための休暇制度

- ・2022年4月1日より実施
- ・有給
- ・会計年度任用職員にも適用

▼要件
教職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合

▼期間と単位

一休年度に5日(1日、半日又は1時間単位)の範囲内。ただし、体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた範囲内とする。

会計年度任用職員の特別休暇の改正・新設

2022年4月1日より実施

■「職員の出産」の改正
有給とする

■「配偶者等の出産」の新設(有給)

▼要件

職員の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

▼期間と単位

職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日

から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日(1日、半日又は1時間単位)の範囲内。

■「職員の育児参加」の新設

2022年4月1日より実施

▼要件

職員の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員において、勤務しないことが相当と認められる場合。

▼期間と単位

承認の期間は、産前産後の期間において5日(1日、半日又は1時間単位)の範囲内。

病気休暇制度の改正

(不便になる改正)

2022年4月1日より実施

▼取得単位の改正

1日、半日又は1時間単位

▼取得時の取扱い

1時間単位や半日でも、病気休暇は1日の取得に換算(人工透析を受ける場合を除く)

▼昇給区分の決定に係る「勤務しなかった日数」への換算や勤勉手当における勤務時間の除算に係る取り扱い

は1時間単位を積み上げる。▼ただし、教育職員は2023年3月31日まで1時間取得の経過措置が継続する。

小倉城で「ブラ〇モリ」気分

フィールドワーク せんせいの学校「城郭探訪」(11月6日)

11月6日、フィールドワーク企画として、せんせいの学校「城郭探訪」を行いました。

案内役には、長年にわたって文化財の調査と保護に携わる佐藤浩司(日本考古学協会員・北九州市立大学非常勤講師)さんをお願いをしました。

案内では、小倉城の主要部分が、篠崎方面から続く台地の先端部分に立地していること、堀の水が台地から湧水により真水であること、工事の時期により石垣の工法が違ふこと、毛利氏時代の小倉城がうかがえる場所があること、堀の発掘調査でのエピソード(市長の厳命で花見の前に調査を終了しなければならなかったこと、焼失した天守閣の木材が出土したことなど)をお話しいただきました。

案内を受けながら、小倉城内を散策していると、参加者から「ブラ〇モリ」みたいと声があがり、久しぶりのフィールドワークを楽しんでいるようでした。楽しく、興味深い話の一方で

考えさせられることもありました。天守閣は本来の姿ではなく見栄えを良くするため改変していること、長大な石垣一望でできる全国でも珍しい場所にカフエを建設したこと、軒瓦に小笠原家の家紋を入れていないことなど、史実に基づかない整備が行われている実情もわかりました。



大手門を見学する参加者



天守閣の破風(屋根の三角部分)は、本来の天守閣には無かったことが絵図により判明している